

砂防堰堤定期点検業務委託積算基準

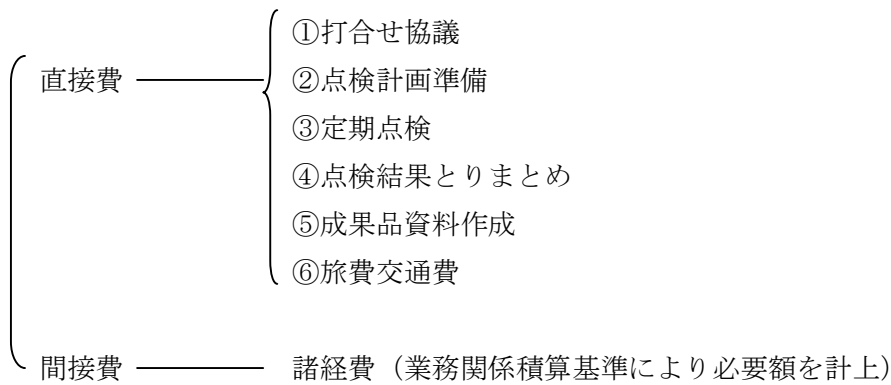
1－1 適用範囲

本歩掛は広島県が管理するすべての砂防堰堤定期点検業務に適用する。

1－2 砂防堰堤定期点検業務

(1) 積算歩掛の構成

本歩掛の構成は以下のとおりである。



(2) 業務内容

①打合せ協議

打合せ協議の歩掛は下表を標準とする。

(1 業務当り)

	直接人件費			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
打合せ協議（着手時）		0.5	0.5	
打合せ協議（中間）		0.5	0.5	
打合せ協議（成果品納入時）		0.5	0.5	

②点検計画準備

点検の対象となる堰堤について、点検計画を考案する。

点検計画準備の歩掛は下表を標準とする。

(40 基当り)

	直接人件費			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
点検計画準備		0.8	0.8	0.8

③定期点検

事前に作成した点検計画をもとに、堰堤の現場点検を行い、点検調書の記入等を行う。
現場点検にあたっては下表の通り 3 人 1 組で班編成を行う。

		測量技師	測量技師補	測量助手
班編成	点検調書記入者	1.0		
	写真撮影者		1.0	
	補助者			1.0
	合計	1.0	1.0	1.0

定期点検の歩掛は下表を標準とする。

(40 基当り)

	直接人件費			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
定期点検		20.0	20.0	20.0

※直接人件費に対して、2%の諸雑費を計上すること。

(諸雑費：調査用具経費)

④点検結果とりまとめ

現場点検時に記入した定期点検調書の確認・照査、撮影写真の確認等を行う。
点検結果とりまとめの歩掛は下表を標準とする。

(40 基当り)

	直接人件費			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
点検結果とりまとめ		4.0	4.0	4.0

⑤成果品資料作成

定期点検業務の成果品を作成する。
成果品資料作成の歩掛は下表を標準とする。

(40 基当り)

	直接人件費			
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
成果品資料作成		4.0	4.0	4.0

⑥旅費交通費

当該作業に従事するものに係る旅費・交通費であり、打合せ協議・定期点検の日数により算出する。
ただし、通勤により業務を行うものとする。